

議第38号

樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
 樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和4年6月6日提出

提出者 樫原市議会議員 佐藤 太郎
 賛成者 樫原市議会議員 矢追 もと
 “ “ 樫本 利明

樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年樫原市条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則 <u>（令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間における議員報酬に関する特例措置）</u> 第10条 <u>令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間、議員報酬の月額は、第2条各号に規定する額から、それぞれ当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条第2項に規定する期末手当基礎額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、この限りでない。</u>

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症への対策による議員報酬の額の減額措置を講ずるための改正を行うもの